平成２１年（フ）第１２７９号
福岡県太宰府市国分１丁目12番１号
債務者　津田　和恵
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２９号
福岡県前原市大字神在1293番地の５
債務者　三浦　由紀（旧姓武次）
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３６５号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3444番地11グリーンハイツ早見101号
債務者　川下　一平
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８５号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目６番17号ドミール新宮102号
債務者　米元佐奈恵
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３９５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲962番地
債務者　坂田貴代美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４１６号
福岡市博多区三筑２丁目29番34号
債務者　平木ちとせ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８６３号
仙台市太白区長町７丁目18番30号　森杜ハイツ102
債務者　菅井　　睿
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元下110番地24
債務者　高橋　良人
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２１８号
金沢市増泉２丁目21番25号　トーカンマンション犀川南909、従前の住所奈良県奈良市法華寺町1578番地
債務者　津田　伸慶
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２０号
住居所不定、従前の住所金沢市泉本町６丁目43番地１
債務者　加川　義弘
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５５号
石川県河北郡津幡町字津幡ト544番地　リバージュＢ棟106号室
債務者　金原　　真
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２５８号
金沢市田上本町カ45―１　介護老人保健施設ピカソ、住民票上の住所金沢市石引２丁目18番１号
債務者　小室　光生
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６５号
金沢市松島２丁目129番地　ウエストパーク松島301号、住民票上の住所石川県白山市末広１丁目83番地２
債務者　安村　　進
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３６８５号
愛知県豊明市新栄町６丁目154番地１　サニーコート豊明203号
債務者　富田　隆宏
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４３号
名古屋市中川区江松１丁目302番地　ホームアイリス102号
債務者　共田佑有子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５２４号
名古屋市北区楠４丁目1804番地　ノースワードＹ103号
債務者　中村真友子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部